

西鎌倉住宅地の皆さま

2024/12/2  
西鎌倉住宅地自治会

## ポイ捨て注意喚起

西鎌倉住宅地区において「タバコの吸い殻」また「空き缶など」不法投機の通報を受けました。

これらの行為は近隣住民の迷惑となりますので、お止めください。

このような迷惑行為、違法行為が続くようであれば、原因者の特定、警察への通報も含めて何らかの対処を行います。

※ポイ捨ては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）で禁止されており、犯罪行為です。

ポイ捨ての罰則は、個人では5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、法人では3億円以下の罰金です。また、不法投棄の原因者には廃棄物の撤去を求められることもあります。

皆さんが気持ちよく過ごせるよう綺麗な街づくりへのご協力をお願いいたします。



**ポイ捨て禁止**